

第三級総合無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A - 1 次の記述は、無線局の免許の欠格事由について、電波法（第5条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

次のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- (1) □ A □
 (2) 外国政府又はその代表者
 (3) 外国の □ B □
 (4) □ B □ であって、(1)から(3)までに掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の □ C □ 以上若しくは議決権の □ C □ 以上を占めるもの

A	B	C
1 日本の国籍を有しない人	法人	5分の1
2 日本の国籍を有しない人	法人又は団体	3分の1
3 外国の国籍を有する人	法人	3分の1
4 外国の国籍を有する人	法人又は団体	5分の1

A - 2 次の記述は、無線局の免許の承継について、電波法（第20条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

船舶局のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により □ A □ に変更があったときは、変更後 □ A □ は、免許人の地位を承継する。

の規定により、免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に □ B □ 。

A	B
1 船舶を所有する者	申し出て検査を受けなければならない
2 船舶を所有する者	届け出なければならない
3 船舶を運行する者	申し出て検査を受けなければならない
4 船舶を運行する者	届け出なければならない

A - 3 次の記述は、安全施設について、電波法（第30条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備には、□ ことがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

- 1 他の電氣的設備からその機能に障害を受ける
- 2 他の電氣的設備の機能に障害を与える
- 3 人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える
- 4 無線局の運用に支障を来す

A - 4 次に示す記号をもって表示する電波の型式のうち、主搬送波の変調の型式が「振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯」、主搬送波を変調する信号の性質が「アナログ信号である単一チャネルのもの」及び伝送情報の型式が「電話（音響の放送を含む。）」であるものを電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 A3E 2 F3E 3 J3E 4 G3C 5 F2B

A - 5 次の記述は、無線設備の操作について、電波法（第39条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、第48条の2（□A）第1項の□B。）以外の者は、無線局（アマチュア無線局を除く。以下同じ。）の無線設備の操作の監督を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であってその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

□Cを送り、又は受ける無線電信の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、本文の規定にかかわらず、第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。

A	B	C
1 船舶局無線従事者証明	船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者	モールス符号
2 船舶局無線従事者証明	遭難通信責任者	デジタル信号
3 遭難通信責任者	船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者	デジタル信号
4 遭難通信責任者	遭難通信責任者	モールス符号

A - 6 次の記述は、無線局の運用について、電波法（第52条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、免許状に記載された□A（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。）
- (2) 緊急通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に□Bに緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。）
- (3) 安全通信（船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。）
- (4) 非常通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、□Cを利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。）
- (5) □Dの受信
- (6) その他総務省令で定める通信

A	B	C	D
1 通信の相手方若しくは通信事項	陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合	電気通信業務の通信	放送
2 通信の相手方若しくは通信事項	陥るおそれがある場合	有線通信	気象通報
3 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合	有線通信	放送
4 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	陥るおそれがある場合	電気通信業務の通信	気象通報

A - 7 次の記述は、時計及び業務書類の備付け等について、電波法（第60条）及び無線局運用規則（第3条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局には、□Aその他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの□Bの備付けを省略することができる。

の時計は、その時刻を□C1回以上中央標準時又は協定世界時に照合しておかなければならない。

A	B	C
1 時計及び無線検査簿	全部又は一部	毎週
2 時計及び無線検査簿	全部	毎日
3 正確な時計及び無線検査簿、無線業務日誌	全部又は一部	毎日
4 正確な時計及び無線検査簿、無線業務日誌	全部	毎週

A - 8 次の記述は、無線電話通信における無線局の運用について述べたものである。無線局運用規則（第19条の2、第23条、第26条、第31条及び第38条）の規定に照らし正しいものを1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 送信中において誤った送信をしたことを知ったときは、「訂正」の略語を前置して正しく送信した適當の語字から更に送信しなければならない。
- 2 海上移動業務において通信が終了したときは、「終わり」を送信するものとする。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確實であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「貴局名は何ですか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、混信を与えない程度に空中線電力を低下して呼出しを行わなければならない。
- 5 無線局は、呼出しに対する応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「了解」を送信するものとする。

A - 9 次の記述は、試験電波の発射について、無線局運用規則（第39条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に□A及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の符号を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「□B」の連続及び自局の呼出符号1回を送信しなければならない。この場合において、「□B」の連続及び自局の呼出符号の送信は、□Cを超えてはならない。

- | | |
|-------------|----|
| (1) E X | 3回 |
| (2) D E | 1回 |
| (3) 自局の呼出符号 | 3回 |

の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、他の無線局から停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。

A	B	C
1 自局の発射しようとする電波の周波数	WWW	1分間
2 自局の発射しようとする電波の周波数	VVV	10秒間
3 重要無線通信に使用する電波の周波数	WWW	10秒間
4 重要無線通信に使用する電波の周波数	VVV	1分間

A - 10 次の記述のうち、船舶局が遭難通信を行う場合の運用として正しいものはどれか、電波法（第52条、第53条及び第56条）及び無線局運用規則（第58条及び第71条）の規定に照らし1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- 2 識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- 3 15.6.8 MHzの周波数の電波を使用して遭難通信を行う場合は、当該電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、1分以上にわたってはならない。
- 4 他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。
- 5 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、その船舶の責任者の命令がなければ行ってはならない。

A - 11 次の記述は、遭難警報等を受信した船舶局のとるべき措置について、無線局運用規則（第81条の5）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報若しくは遭難警報の中継又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第1項第4号に定める方法（船舶又は航空機が重大かつ急迫した危険に陥った場合にF1B電波424kHz又は518kHzを使用して、電波法施行規則別図第4号に定める構成により送信する方法をいう。）により送信された遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれを□しなければならぬ。

- 1 最も近くにある海岸局に通報
- 2 海上保安庁その他の救助機関に通報
- 3 自局の近くを航行中の船舶の船舶局に通報
- 4 その船舶の責任者に通知

A - 12 次の記述は、安全通信について、電波法（第68条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局（以下「海岸局等」という。）は、□A□ 安全通信を取り扱わなければならない。海岸局等は、安全信号又は第52条（目的外使用の禁止等）第3号（安全通信の定義の規定をいう。）の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、□B□ その安全通信を受信しなければならない。

- | A | B |
|-------------------|------------------------|
| 1 速やかに、かつ、確実に | その通信が自局に関係のないことを確認するまで |
| 2 速やかに、かつ、確実に | 少なくとも3分間 |
| 3 遭難通信に次ぐ優先順位をもって | その通信が自局に関係のないことを確認するまで |
| 4 遭難通信に次ぐ優先順位をもって | 少なくとも3分間 |

A - 13 次の記述は、臨時の電波の発射の停止について、電波法（第72条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

総務大臣は、無線局の□A□ が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
総務大臣は、□の命令を受けた無線局からその□A□ が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に□B□ させなければならない。
総務大臣は、□の規定により□A□ が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに□の停止を解除しなければならない。

- | A | B |
|-------------------|-----------|
| 1 発射する電波の質 | 電波を試験的に発射 |
| 2 発射する電波の質 | 職員を派遣して検査 |
| 3 通信方法その他運用に関する事項 | 電波を試験的に発射 |
| 4 通信方法その他運用に関する事項 | 職員を派遣して検査 |

A - 14 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則に違反する無線局を認められた無線局は、同規則（第15条）の規定によりどうしなければならないか、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 国際電気通信連合に報告しなければならない。
- 2 違反を認められた無線局の属する国の主管庁に報告しなければならない。
- 3 違反した無線局に通報しなければならない。
- 4 違反した無線局の属する国の主管庁に報告しなければならない。

A - 15 次の記述は、無線業務日誌の保存期間について述べたものである。電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から1年間保存しなければならない。
- 2 使用を終わった無線業務日誌は、次の電波法第73条第1項本文の検査（定期検査）の日まで保存しなければならない。
- 3 無線局を廃止する場合には、無線業務日誌は、廃止の日から2年間保存しなければならない。
- 4 使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から2年間保存しなければならない。
- 5 使用を終わった無線業務日誌は、当該無線局を廃止する日まで保存しなければならない。

B - 1 次の記述は、落成後の検査について、電波法（第10条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

第8条（予備免許）の□アは、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、□イの要件に係るものを含む。）及び員数並びに□ウ（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。

の検査は、の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について第24条の2（点検事業者の登録）第1項又は第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者（登録点検事業者又は登録外国点検事業者のことをいう。）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る□エの結果を記載した書類を添えての届出をした場合においては、その□オを省略することができる。

- | | | |
|-----------------------|------------|-----------|
| 1 船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者 | 2 免許を申請した者 | 3 時計及び書類 |
| 4 予備免許を受けた者 | 5 一部 | 6 計器及び予備品 |
| 7 船舶局無線従事者証明 | 8 点検 | 9 検査 |
| 10 全部 | | |

B - 2 次の記述は、海岸局及び船舶局の運用に関して述べたものである。電波法（第62条及び第63条）の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。

イ 船舶局相互間の通信において、呼出しを受けた船舶局は、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、呼出しをした船舶局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

ウ 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、第52条各号に掲げる通信（遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信及びその他総務省令で定める通信のことをいう。）を行うとき、その他総務省令で定める場合（無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合等のことをいう。）は、この限りでない。

エ 海岸局は、船舶局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、船舶局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

オ 海岸局は、常時運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局については、この限りでない。

B - 3 次の記述は、海上移動業務における遭難呼出し及び遭難通報の送信について、無線局運用規則（第76条及び第77条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

遭難呼出しは、無線電話により、次の区別に従い、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- | | |
|--|----|
| (1) □ア（又は「遭難」） | 3回 |
| (2) こちらは | 1回 |
| (3) 遭難している船舶の船舶局（「遭難船舶局」という。）の呼出符号又は呼出名称 | 3回 |

遭難呼出しは、特定の無線局に□イ。

遭難呼出しを行った無線局は、できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて、遭難通報を送信しなければならない。

遭難通報は、無線電話により次の事項を順次送信して行うものとする。

- | | |
|--|--|
| (1) 「□ア」又は「遭難」 | |
| (2) 遭難した船舶又は航空機の□ウ | |
| (3) 遭難した船舶又は航空機の位置、遭難の種類及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項 | |
- の(3)の位置は、原則として□エをもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び□オで示す距離によって表すことができる。

- | | | |
|-------------|------------|----------|
| 1 あてるものとする | 2 メーカー | 3 名称又は識別 |
| 4 海域名 | 5 あててはならない | 6 経度及び緯度 |
| 7 キロメートル | 8 パン パン | 9 海里 |
| 10 所有者又は運行者 | | |

B - 4 次に掲げるもののうち、総務大臣が電波法第73条(検査)の規定により、その職員を無線局に派遣してその無線設備等を臨時に検査させることができる場合に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局に再免許を与えたとき。
- イ 主任無線従事者を選任した旨の届出があったとき。
- ウ 電波法の施行を確保するため特に必要があるとき。
- エ 無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。
- オ 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命じたとき。

B - 5 次の記述は、無線検査簿及び無線業務日誌等について述べたものである。電波法施行規則(第39条及び第40条)の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 免許人等(「免許人」又は「登録人」のことをいう。)は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線検査簿又は検査の結果に関する事項について総務大臣又は総合通信局長から通知を受けた文書(無線局検査結果通知書)の記載欄に記載するとともに総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。
- イ 再免許を受けた無線局は、従前の無線局の無線検査簿をそのまま継続して使用するものとする。
- ウ 義務船舶局の無線設備(デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。)の機能試験を実施したときは、その結果の詳細を無線検査簿に記載しなければならない。
- エ 無線検査簿は、その様式が定められている。無線業務日誌は、記載しなければならない事項は定められているが、その様式は定められていない。
- オ 無線業務日誌に記載する時刻は、船舶局においては、中央標準時(国際航海に従事しない船舶の船舶局であって、中央標準時によることが不便であるものにおいては、協定世界時によるものとし、その旨表示すること。)とする。